

議案第 85 号

滋賀県市町村交通災害共済組合同約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、滋賀県市町村交通災害共済組合同約を別紙のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

平成 28 年 9 月 2 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

平成 29 年度の加入募集をもって交通災害共済事業が廃止されることに伴い、この案を提出するものである。

滋賀県市町村交通災害共済組合格約の一部を改正する規約

滋賀県市町村交通災害共済組合格約（昭和 43 年滋賀県指令地第 706 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「事務」の次に「(平成 30 年 3 月 31 日までに共済期間が終了するものに限る。)」を加える。

付 則

この規約は、滋賀県知事の許可があった日から施行する。

滋賀県市町村交通災害共済組合同約新旧対照表

改正後	現 行
<p>滋賀県市町村交通災害共済組合同約</p> <p>第1条・第2条 略</p> <p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 この組合は、交通災害共済に関する事務(平成30年3月31日までに共済期間が終了するものに限る。)を共同処理する。</p> <p>第4条以下 略</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この規約は、滋賀県知事の許可があった日から施行する。</u></p>	<p>滋賀県市町村交通災害共済組合同約</p> <p>第1条・第2条 略</p> <p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 この組合は、交通災害共済に関する事務を共同処理する。</p> <p>第4条以下 略</p>